

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年3月15日

東京航空局長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の主旨

本作業は、東京国際空港に設置される23ILS装置（ILS-91G型）、羽田LDA装置（ILS-91G型）が正常に動作し、供用できるよう総合調整を行うものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該装置の製造業者であり、本業務を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争による発注方式に移行する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 東京国際空港23ILS調整外1件作業

(2) 業務内容 本業務は、装置の性能が定められた各々の許容値を満足し、現地の条件及び装置の使用目的に合致するよう総合調整を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年1月31日（金）までとする。

3. 業務目的

本作業は、東京国際空港に設置される23ILS装置（ILS-91G型）、羽田LDA装置（ILS-91G型）が正常に動作し、供用できるよう総合調整を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

[1] 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

[2] 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

[3] 東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

[4] 特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[5] 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本作業にあたって、「東京国際空港23ILS調整外1件作業」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

[1] 契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

[2] 実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

(4) その他の東京航空局長が必要と認める要件

本作業を実施するために必要な当該装置における製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることが出来ること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

国土交通省 東京航空局 総務部 契約課

(TEL) 03-6880-1505

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年3月15日 から 令和6年4月3日 まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年4月4日 17:00まで (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 詳細は説明書による。